

秋田市立八橋小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を受け、秋田県および秋田市教育委員会が定めた基本方針に基づき、本校の子どもたちが安心して学校生活を送り、心の通う人間関係が構築できる環境をつくることを目的として策定したものです。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ・いじめは、どの子どもにも、また場所を問わず起こりうるものである。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ・いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ・いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考えでは解決できない。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援に努めます。

3 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1)家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を学校報や学年通信、学校ホームページでお知らせするなど、情報提供に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域の懇談会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

(2)児童会活動の充実

- ・秋田市中学生「絆」宣言（昇降口に掲示しています）を踏まえ、「いじめ撲滅」に向けた子ども主体の取組を実施するとともに、学校保護者や地域の方に広く紹介します。
- ・「よいあいさつ、礼儀」が身に付いた、元気で活力ある八橋小学校を目指すために、計画委員会を中心として「八橋パワーアッププロジェクト」を開始します。

(3)体験活動の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、ふれあい集会やふれあい花壇などの異学年活動、生活科や総合的な学習の時間での地域学習や職場訪問、ふるさと先生を招いてのクラブ活動、各種児童会活動、まんたらめ宿泊研修、修学旅行など、体験活動の充実を図ります。

(4)「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や学び合い伝え合う学習活動、一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

4 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師、スポ少関係者などによる観察等をとおして、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) いじめ防止に係る本校の基本方針や取組等の共通理解

- ・「秋田市立八橋小学校いじめ防止基本条例」を教職員間で共通理解し、いじめの認知を迅速に、正確に行います。

(2) 学校生活アンケートの実施

- ・年3回（7月、12月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートや面談を実施します。

(3) 二者面談の実施

- ・夏季と冬季の長期休業前に、学級担任が面談をとおして、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。

(4) 保護者面談の実施

- ・夏季と冬季の長期休業中に、学級担任が保護者と面談し、校内外での子どもの様子について共通理解を図ります。

(5) 情報交換機会の確保

- ・年3回（4月、7月、10月）文化体育育成会運営委員会を開催し、各スポーツ少年団関係者等との情報交換会を実施するほか、児童館での子どもの様子について児童厚生員との情報交換を適宜実施します。

(6) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、校長、教頭、養護教諭、生徒指導主事が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(7) 「八橋小学校いじめ対策委員会」での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「八橋小学校いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。

5 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「八橋小学校いじめ対策委員会」で対応策を検討し、どの教師がどの子どもの対応をするかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子どもの双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもには毅然とした指導をとおして、心からの反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じて泉中学校スクールカウンセラーや広域カウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報提供します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

6 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員（4名）、PTA会長（学校評議員）により「八橋小学校いじめ対策委員会」を組織します。
- ・ 本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・ 日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラー、学校評議員を加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。
- ・

7 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ・ 学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者と共に考えるようにします。

(2) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・ 学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3) 講習会等の実施

- ・ 外部から専門家を招いて、講習会などを開催します。

(4) ホームページの活用

- ・ 学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。
- ・ 「八橋小学校いじめ基本方針」を掲載し、本校のいじめに対する取組の周知を図ります。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・ 学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

8 年間計画

*いじめ対策委員会は外部の委員を招いての会

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	委員会
4月	ふれあい集会①（1年生を迎える会）						いじめ対策委員会 (PLAN) 文体運営委員会①
	ワッソー活動	ワッソー活動				児童会結成式	
5月	子どもを語る会① PLAN						いじめ対策委員会
	安全パトロールボランティアとの出会いの会						
6月	学校探検		地域探訪	福祉体験		修学旅行	いじめ対策委員会 学校評議員の会①
	ふれあい花壇① DO						
	八橋パワーアッププロジェクト DO						
					Q-Uテスト		
7月	学校生活アンケート① CHECK						いじめ対策委員会 文体運営委員会②
	二者面談① CHECK						
	子どもを語る会② PLAN						
	ふれあい集会② DO						
	中学生母校訪問 DO						
	保護者面談① CHECK						
8月							いじめ対策委員会
9月	八橋地区住民大運動会 ACTION						いじめ対策委員会 学校保健委員会①
	敬老会	町探検					
10月	陸上運動記録会壮行会 DO						いじめ対策委員会 文体運営委員会③
	学習発表会 ACTION						
11月	昔遊びを楽しむ会	市内探訪				宿泊研修	いじめ対策委員会 就学時健康診断
	ふれあい花壇② ACTION						
12月	ふれあい集会③ ACTION						いじめ対策委員会
	学校生活アンケート② CHECK						
	二者面談② CHECK						
	保護者アンケート CHECK						
	子どもを語る会③ PLAN						
	保護者面談② CHECK						
1月							いじめ対策委員会
			地域学習			1/2成人式	
2月	なわとび集会		なわとび集会			なわとび集会	いじめ対策委員会 学校評議員の会②
	ふれあい集会④（6年生を送る会） ACTION						
	学校生活アンケート③ CHECK						
3月	安全パトロールボランティアとの感謝の会						いじめ対策委員会